

資料 3

機能要件及び帳票要件等に対する論点討議

1. はじめに

標準仕様書案の最終化及び確定にあたり、意見照会の結果、「討議事項」に分類したご意見について討議します。

討議事項一覧

標準仕様書（本紙）

－（討議事項なし）

標準業務フロー

－（討議事項なし）

機能・帳票要件一覧／帳票詳細要件／帳票レイアウト

機能要件：討議事項4件

- 論点①：政令市特有の機能の記載範囲
- 論点②：「相談業務」に関する標準化対象機能
- 論点③：自治体/年金事務所毎の運用差異の扱い
- 論点④：その他記録の照会・編集に係る機能

帳票要件：討議事項3件

- 論点①：免除・納付猶予申請における管理項目
- 論点②：受給権者に関する情報の管理項目
- 論点③：年金機構への報告対象の識別方法

機能要件における論点

2. 機能要件における論点

2-1. 論点①：政令市特有の機能の記載範囲

政令市向けの一部機能について、オプションから必須への要件種別変更の要望をいただいております。政令市向けの機能と要件種別の考え方について、ご確認をお願いします

主なご意見（ご要望）		討議事項（論点）
意見発出理由	意見詳細	
1:法令 2:市区町村条例 5:その他	<ul style="list-style-type: none"> 受付番号を自動付番する場合、行政区毎に付番可能か 自治体独自の書式であることから「必須」は適当ではない。「必須」とするのであれば書式を定めるべき（自治体独自の様式はカスタマイズの原因） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 政令市向けの機能の範囲・要件種別（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政令市向けの機能について、「行政区」に係る機能のみでよいか（政令市のみ委任されている事務は内か／政令市以外でも要望はないか） ✓ 一律、「オプション」機能とし、政令市特有の機能に関しては備考欄に付記する対応で良いか

政令市特有の要件

事務レベル		標準仕様文案	要件種別	備考
共通	検索	以下の項目で検索できること 【検索項目】 世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給年金番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧自治体名（転入前の直近に限る）、併記名、メモ、特記事項	オプション	「行政区」は政令市向け
共通	システム管理	マスタ管理機能として、通知書等の出力において、印字する刷り込み公印は帳票毎・行政区毎に公印の種類及び印影を登録・修正・削除・照会できること。また帳票に刷り込みができること ※通知書等の帳票単位に管理できること ※出力有無も管理できること	オプション	〃
共通	システム管理	行政区において、各区役所職員が情報の照会、編集が可能な対象住民を、自区住民に制限できること ※ただし区間異動がある場合、異動前後の行政区における住民情報へアクセスする必要があるため、制限は機能ごとに設定できること（例：登録、編集機能は自区住民のみ可、照会機能は他区住民も含めて可 等）	オプション	政令市向け
資格異動	資格取得、資格取得、種別変更、資格喪失（死亡、海外転出、60歳到達、その他）、国内転入、国内転出、氏名・性別・生年月日・住所変更、追加・訂正、不在	行政区別に異動報告書を作成できること	オプション	〃
免除	免除・納付猶予申請書受理・審査、学生納付特例申請書受理・審査	行政区別に報告書を作成できること	オプション	〃
免除	免除理由該当届受理・審査、産前・産後免除申請書受理・審査	行政区別に異動報告書を作成できること	オプション	〃
付加	付加加入、付加辞退	行政区別に異動報告書を作成できること	オプション	〃

✓ 「行政区」に関する機能要件対象

✓ 一律「オプションとする」

✓ 政令市向けの要件である旨を補記

2. 機能要件における論点

2-2. 論点②：「市町村において行われる相談業務」に関する標準化対象機能

協力連携事務である「市町村において行われる相談業務」について、機能追加や項目追加の要望をいただいております。「業務効率化」「住民サービス向上」の視点を踏まえ、標準化対象とする範囲についてご確認をお願いします

主なご意見（ご要望）		討議事項（論点）
意見発出理由	意見詳細	
1:法令 3:住民 5:その他	<ul style="list-style-type: none"> 文字数制限を設けないこと、入力履歴管理、入力日時、ユーザの初期表示、記録 メモ機能による登録では、確認漏れが生じる 被保険者以外の者にもメモを登録する必要（厚生年金加入中、20歳前障害の障害年金相談） 免除履歴、法定免除履歴、相談履歴メモについて、過去に受け付けたものか判別できる記録メモが必要（利便性）。相談区分毎に区分けできるタイトルも。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金システムにおけるシステム化範囲（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「相談業務」の位置づけを考慮した場合、相談内容の履歴管理をオプションとして用意する程度とし、機能追加や項目追加は見送る対応とするか ✓ 「業務効率化」「住民サービスの向上」の視点から必要な情報は窓口装置を活用（「6.②窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談」に該当）

相談業務に関する機能要件

事務レベル1	標準仕様文案	要件種別	備考
共通	被保険者・受給者情報管理 住民からの相談内容について、登録（記録）・修正・削除・保持・照会ができること	オプション	・メモ機能での代替も可のためオプションとする
共通	被保険者・受給者情報管理 メモで使用するキーワード・サブキーワードの登録・修正・削除を行えること ※システムに予め設定したキーワード、およびそのキーワードに紐づくサブキーワードを活用して、相談に係るメモを分類、管理することを想定	オプション	
共通	システム管理 相談内容管理において、所属または職員、相談方法等を設定、変更できること	オプション	

✓ 相談メモを履歴管理できる程度
✓ 一律「オプション」

相談業務の位置づけ（協力連携事務と標準化範囲）

	事務の内容
標準化検討の範囲	1. 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 納付奨励（資格取得届、氏名変更届、住所変更届） ② 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理
	2. 保険料納付奨励広報記事等の広報誌への掲載
	3. 市町村において行われる相談業務
	4. 各種情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ① 所得情報の提供（紙） ② 所得情報の提供（磁気媒体） ③ 電話番号の情報提供 ④ その他の情報提供 ⑤ 法定受託事務以外の申請書等回付 ⑥ 情報提供に必要なシステム開発
	5. 障害者手帳交付者への障害年金周知
	6. その他地域の実情を踏まえた協力 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請免除該当者への案内状送付 ② 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談 ③ ねんきんネットの情報の提供

✓ 相談は「協力連携事務」、各自治体が工夫して取り組む範囲。特有の内容（取組・業務）も

2. 機能要件における論点

2-3. 論点③：自治体/年金事務所毎に運用が異なる事項についての取り扱い

年金機構から提供される一覧表の受領頻度について、記載と実運用が異なるとの意見をいただいております。自治体や年金事務所毎の運用差異についてどこまで許容すべきか、ご確認をお願いします

主なご意見（ご要望）		討議事項（論点）
意見発出理由	意見詳細	
5:その他	<ul style="list-style-type: none"> 自治体への提供は週次である。 「承認年月日、免除理由コード（免除区分）」は市町村に必要な管理項目であるが、記載がない。 免除に不要な管理項目（受付処理簿対象外）が含まれている（法定免除消滅届出年月日、付加任意非該当年月、免除取消期間、特例認定区分、理由、納付開始年月） 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体/年金事務所毎の運用差異についての標準仕様書上の考慮要否（確認） ✓ 年金機構とのオンライン連携が実現するタイミングで、業務の標準化を図る対応するか（中長期的） ✓ 現時点では、オフライン連携に起因する運用差異（地域ごとの事情）を吸収できる仕様とするか

運用に差異があるのご意見を受けた機能

事務レベル	標準仕様文案	要件種別
日本年金機構報告・日本年金機構からの情報登録	保険料免除・猶予申請承認通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※ 日次 で日本年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、継続申請表示、承認期間、 特例認定区分、法定免除消滅届出年月日、付加任意非該当年月、免除取消期間、納付開始年月	必須
	学生納付特例申請承認通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※ 日次 で日本年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、承認期間、 法定免除消滅届出年月日、付加任意非該当年月、免除取消期間、特例認定区分、理由	必須
	国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること ※ 日次 で日本年金機構より提供される一覧 【管理項目】 基礎年金番号、単胎・多胎の別、産前産後免除期間（始期・終期）	必須

【ご意見】

- ✓ 頻度が異なる（日次or週次）
- ✓ 管理項目にも、ばらつきあり（免除に不要な管理項目がある）

※ 運用差異はオフライン連携に由来することが想定される。現時点では、各現場と機構との通信媒体（電子/紙）の差異を考慮し、どの現場においても過負荷とならないような標準化を行うべき。

※ 中長期的な方向性としては、年金機構とのオンライン連携の進展にあわせ、標準仕様を見直ししていく（今後への申し送り事項候補）

2. 機能要件における論点

2-4. 論点④：被保険者のその他記録の照会・編集に係る機能の取り扱い

被保険者の「その他情報」について、業務効率化の視点から一部の項目を必須にしてほしいとの意見をいただいております。「その他情報」に関する管理範囲について、ご議論をお願いします

主なご意見（ご要望）		討議事項（論点）
意見発出理由	意見詳細	<ul style="list-style-type: none"> ● 「その他」の情報についての管理範囲（議論） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「国民年金市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて（最低限）管理すべき項目とするか <ul style="list-style-type: none"> ※必要な情報は窓口装置（WM）にて確認 ✓ または、「事務効率化」「住民サービスの向上」の観点から、管理項目を幅広く捉えるか、その場合の基準はどう考えるか
3:住民サービス向上 5:その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者情報として、旧年金番号、電話番号の検索、登録・修正・削除・照会は必要であると考えます。 	

被保険者のその他記録に関する情報の扱い（事務局修正案）

事務レベル	標準仕様文案	要件種別
共通 検索	以下の項目で検索できること 【検索項目】個人番号、基礎年金番号、年金コード、氏名（漢字・カナ）、旧氏・通称、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（外国人、住民記録登録内・外）、住民記録（現存・削除）、宛名番号、住民番号、住所・地番（もしくは住所（地番含む））	必須
共通 検索	以下の項目で検索できること 【検索項目】世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給年金番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧自治体名（転入前の直近に限る）、併記名、メモ、特記事項	オプション
共通 照会・編集	被保険者のその他記録を検索、登録・修正・削除・照会できること 【管理項目】特記事項、職権適用区分、第3号被保険者特例措置該当日、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、電話番号1（自宅）、電話番号1の種別、電話番号1の備考、電話番号2（携帯電話）、電話番号2の種別、電話番号2の備考等 ※上記管理項目は直近のみの管理とする	オプション

（参考）年金機構への報告・送付対象 ※業務フローより抜粋

区分	#	名称
報告	1	国民年金被保険者関係届書（報告書）
	2	国民年金被保険者資格関係記録訂正追加取消報告書
	3	国民年金関係報告書
	4	居所未登録者報告書
	5	居所未登録者住所判明報告書
送付	6	国民年金保険料免除・納付猶予申請書
	7	国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）
	8	国民年金保険料学生納付特例申請書
	9	国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）
	10	国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書
	11	国民年金保険料学生納付特例取消申請書／不該当届
	12	年金請求書
	13	未支給年金・未支払給付金請求書
	14	国民年金死亡一時金請求書
	15	年金生活者支援給付金請求書

（現在の整理）

- ✓ 必須：事務処理基準等で必要な項目
- ✓ オプション：上記以外で要望/実装実績がある項目

※ #6以降は後述の議題で取り上げ

帳票要件における論点

3. 帳票要件における論点

3-1. 論点①：免除に係る申請の登録・照会・編集機能の管理項目について

免除・納付猶予に関する登録等の機能について、「法令で定められている」「住民サービス向上」を理由とした管理項目の追加等の意見をいただいております。免除・納付猶予申請に関する管理項目の範囲について、ご議論をお願いします

主なご意見（ご要望）		討議事項（論点）
意見発出理由	意見詳細	
2:市区町村条例 3:住民サービス向上 4:慣例運用のため 5:その他	<ul style="list-style-type: none"> 追加項目：備考（資格関連（障害年金受給権発生日や生保開始日等）受付内容（案内時効、添付書類等）、住民区分、国籍（外国籍の者に限る）、継続区分 不要項目：在学予定期間（入学年月、卒業予定年月）、法定免除の始期・終期、届書種類 窓口案内上、免除・猶予の判定及び継続が必要／権限は市町村長になく、受付時点で免除区分（種別）は不要 法定免除が入力時、申請免除の期間を自動短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「免除」に係る情報の管理範囲（議論） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「国民年金市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて（最低限）管理すべき項目とするか <ul style="list-style-type: none"> ※必要な情報は窓口装置（WM）にて確認 ✓ または、「事務効率化」「住民サービスの向上」の観点から、管理項目を幅広く捉えるか、その場合の基準はどう考えるか

免除・納付猶予申請に係る管理項目

事務レベル	標準仕様文案（管理項目のみ抜粋）	要件種別
免除 免除・納付猶予申請書受理・審査	基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、処分年月日、処分結果（承認・却下）、免除区分（種別）、免除等の始期・終期 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、特定扶養親族の有無及び数、障害者扶養親族数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額	必須
免除 免除・納付猶予申請書受理・審査	受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日	オプション
免除 免除理由該当等届受理・審査（法定免除関連）	基礎年金番号、届書等種類（申出書等の名称）、受付年月日、免除理由、該当年月日、不該当（消滅）年月日、納付申出有無、処分年月日、（該当の場合）保険料免除年月（始期）、（消滅の場合）免除終了年月（終期）、電子媒体収録有無 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所	必須

（現在の整理）

- ✓ 必須：事務処理基準等で必要な項目
- ✓ オプション：上記以外で要望/実装実績がある項目

(補足) 免除・納付猶予に関する情報の一例

免除・納付猶予申請に係る届書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 へて 令和 年 月 日

指定全額免除申請事務 取次者 市区町村 日本年金機構

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒 住所： _____

被保険者氏名： _____

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めでご記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他			
③ 被保険者氏名	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成			
⑤ 配偶者氏名	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成			
⑦ 世帯主氏名	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。				
⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・再婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、届名と転出入日を記入してください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、届名および転入日を記入してください。				
⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、「*」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、5.0歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に記入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑧特記事項」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 年度分				
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり (人) - なし			
	世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり (人) - なし			
⑫ 特例認定区分 (※付帯事項確認)	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
	配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
	世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。希望しない場合は、○を○で囲んでください。	希望しません			
	2. 2を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。希望しない場合は、○を○で囲んでください。	希望しません			
⑭ 備考					

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 へて 令和 年 月 日

学生納付特例事務法人等 市区町村 日本年金機構

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒 住所： _____

被保険者氏名： _____

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めでご記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成
③ 氏名	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他
⑤ 申請期間 (学生納付特例承認)	平成 年 月から 平成 年 月まで	
⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 年 月から (卒業予定年月) 平成 年 月まで	
⑦ 学校の名称	⑧ 学校の所在地	都 道 府 県
⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ()	※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
⑩ 学生証の有効期限	平成 年 月末まで有効	※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
⑪ 前年所得	1. なし ※令和2年度以前を申請する場合は、128万円を118万円に読み替えてください。 2. あり (※128万円以下) 3. あり (※128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり (人) ・ なし】	
⑫ 特例認定区分(写誌)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()	
⑬ 備考		

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認 学生証確認

【留意事項】
○学生証のコピーをA4判で添付してください。
○学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
○学生証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

3. 帳票要件における論点

3-2. 論点②：受給権者に係る情報の管理項目について

国民年金裁定者一覧表上の項目について、管理項目の追加及び削除の双方の意見をいただいております。国民年金システムにて管理すべき受給権者に関する情報の管理範囲について、ご議論をお願いします

主なご意見（ご要望）		討議事項（論点）
意見発出理由	意見詳細	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受給権者」に係る情報の管理範囲（議論） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「国民年金市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて（最低限）管理すべき項目とするか <ul style="list-style-type: none"> ※必要な情報は窓口装置（WM）にて確認 ✓ または、「事務効率化」「住民サービスの向上」の観点から、管理項目を幅広く捉えるか、その場合の基準はどう考えるか
1:法令 3:住民サービス向上 4:慣例運用 5:その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理基準第20条では、請求書以外の申出書や届書（受取機関変更届・障害状態確認届等）も処理対象 ・ 相談精度の向上、障害年金受給者については、国民年金裁定者一覧者の障害等級や次回診断書提出年月日、診断書コード、有効年数等の情報を登録、窓口相談で使用 ・ 進達番号および市区町村符号は市区町村で管理対象外 	

受給権者に係る管理項目（現状）

事務レベル/対象情報・帳票		標準仕様文案	要件種別
給付 年金請求書等受理・審査 ---- 裁定請求情報	【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、裁定請求種別、年金コード、受付年月日、裁定結果受理年月日、裁定年月日、裁定結果 【管理項目（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所	（現在の整理） ✓ 必須：事務処理基準等で必要な項目 ✓ オプション：上記以外で要望/実装実績がある項目	必須
給付 年金請求書等受理・審査 ---- 裁定請求情報	【管理項目】 受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日		オプション
給付 年金請求書等受理・審査 ---- 裁定請求情報	【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、裁定請求種別、年金コード、受付年月日、裁定結果受理年月日、裁定年月日、裁定結果 【管理項目（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名		必須
日本年金機構報告・情報登録 ---- 国民年金裁定者一覧表	【管理項目】 進達番号、基礎年金番号、年金コード、市区町村符号、裁定年月日、受給権発生年月日、支給開始年月、裁定結果 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住所、郵便番号		必須

(補足) 受給権者に関する情報の一例 1/5

受給権者に関する情報 (年金請求書)

1. ご本人(年金を受ける方)について、太枠内をご記入ください。

23 郵便番号			
フリガナ			
24 住所	市区	町 村	建物名
フリガナ			性別
21 氏名	(氏)	(名)	1. 男
			2. 女

社会保険労務士の提出代行者欄

1 個人番号* (または基礎年金番号)		2 生年月日	大正 昭和	年	月	日
電話番号1		電話番号2				

※個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。
※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。
*日中に連絡が取れる電話番号(携帯可)をご記入ください。
*予備の電話番号(携帯可)があればご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

25 受取機関	フリガナ	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	口座名義人 (氏)	(名)
2. ゆうちょ銀行(郵便局)	氏名	

年金送金先	26 金融機関コード	28 支店コード	29 預金種別	30 口座番号(左詰めで記入)
		(フリガナ)	(フリガナ)	
		銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	本店 支店 出張所 本所 支所	1普通 2当座
		30 貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※
ゆうちょ銀行	30 記号(左詰めで記入)		30 番号(右詰めで記入)	

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。

(1)次の年金制度の被保険者または組合員となつたことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

ア. 国民年金法 イ. 厚生年金保険法 ウ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く) エ. 国家公務員共済組合法 オ. 地方公務員等共済組合法	カ. 私立学校教職員共済法 キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 ク. 恩給法 ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例 コ. 旧市町村職員共済組合法
---	--

(2)年金制度の被保険者または組合員となつたことがある場合は、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。				
(1)事業所(船給所有者)の名称および船員であったときはその船船名	(2)事業所(船給所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5)備考
最		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
2		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
3		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
4		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
5		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
6		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
7		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
8		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
9		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
10		・ ・ から ・ ・ まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	

(3)改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。

旧姓名	フリガナ	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年	月 日

旧姓名	フリガナ	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年	月 日

(補足) 受給権者に関する情報の一例 2/5

受給権者に関する情報 (年金請求書)

(4)20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

※この欄と、下の(5)については保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)および保険料免除期間の合計が25年以上ある方は記入不要です。

	20歳~60歳の加入していない期間	年齢	左ページの該当番号	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住所 (市区町村)	婚姻、配偶者の勤め先
1	(自) (空)	歳 S				
2	(自) (空)	歳 S				
3	(自) (空)	歳 S				
4	(自) (空)	歳 S				
5	(自) (空)	歳 S				
6	(自) (空)	歳 S				
7	(自) (空)	歳 S				
8	(自) (空)	歳 S				
9	(自) (空)	歳 S				
10	(自) (空)	歳 S				

(5)配偶者(であった方も含みます)の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。

なお、婚姻履歴が複数ある場合は、任意の用紙にご記入ください。

※9ページ5(1)にご記入いただく場合は記入不要です。

カナ氏名 ()
漢字氏名 ()
生年月日 (明治) (大正) (昭和) (平成) ()年()月()日
基礎年金番号 () ※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。

(1)現在、左の6ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている(全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中

①「1. 受けている」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	年金証書の年金コード(4桁) または記号番号等
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢または退職 ・障害 ・遺族 	昭和	年 月	
	平成	年 月	
	令和	年 月	
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢または退職 ・障害 ・遺族 	昭和	年 月	
	平成	年 月	
	令和	年 月	

②「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢または退職 ・障害 ・遺族 	

↓加入した年金制度が国民年金のみの方は、次の(2)、(3)の記入は不要です。

(2)雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい ・ いいえ

①「はい」を○で囲んだ方

雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は下の「事由書」の「ウ」を○で囲み、氏名をご記入ください。

② 雇用保険被保険者番号

②「いいえ」を○で囲んだ方

下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、氏名をご記入ください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。

(該当する項目を○で囲んでください。)

ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。(例 事業主、事業主の妻等)

イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用されなかったため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。
過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

氏名 _____

(3)60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または高齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい ・ いいえ

*これから受ける予定のある方は、年金事務所等にお問い合わせください。

(補足) 受給権者に関する情報の一例 3/5

受給権者に関する情報 (年金請求書)

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者は
いますか はい いいえ 「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。
「はい」の場合は(1)をご記入ください。

(1)配偶者についてご記入ください。

①配偶者の氏名、生年月日、個人番号または基礎年金番号、性別についてご記入ください。

31 氏名 <small>(フリガナ)</small>	(氏)	(姓)	4 生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
3 個人番号 <small>(または基礎年金番号)</small>			性別	1. 男 2. 女			

※個人番号(マイナポータル)については、14ページをご確認ください。
※基礎年金番号(16桁)で届出する場合は左記でご記入ください。

②配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号

住所 (フリガナ) 市区 町 村 建物名

③配偶者は現在、左の8ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない

1. または2. を○で囲んだ方

3. を○で囲んだ方

4. を○で囲んだ方

下の(2)へお進みください。

請求中の公的年金制度名 <small>(8ページ表1より記号を選択)</small>	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害

公的年金制度名 <small>(8ページ表1より記号を選択)</small>	年金の種類	(自) 年 月	47 年金証書の年金コード(4桁) または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和	

(2)左の8ページ「子の年齢要件aまたはb」に該当する子がいる場合には、氏名、生年月日、個人番号および障害の状態についてご記入ください。
(3人目以降は余白にご記入ください。)

32 子の氏名 <small>(フリガナ)</small>	(氏)	(姓)	32 生年月日	平成 令和	年	月	日	32 診
個人番号			障害の状態	ある ない				
33 子の氏名 <small>(フリガナ)</small>	(氏)	(姓)	33 生年月日	平成 令和	年	月	日	33 診
個人番号			障害の状態	ある ない				

6. 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

9ページで記入した配偶者または子と生計を同じくしていることを申し立てる。

請求者
氏名

【生計維持とは】
以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
例) ・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②配偶者または子が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1)該当するものを○で囲んでください(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください)。

配偶者または子の年収は、850万円(所得655.5万円)未満ですか。	機構確認欄
配偶者について	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ()印
子(名:)について	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ()印
子(名:)について	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ()印

(2) (1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受ける権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますが、該当するものを○で囲んでください。

はい いいえ 機構確認欄 ()印

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

令和 年 月 日 提出

(補足) 受給権者に関する情報の一例 4/5

受給権者に関する情報 (年金請求書)

7. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人 *ご本人(委任する方)がご記入ください。

フリガナ			
氏名		ご本人との関係	
住所	〒 -	電話() -	
		建物名	

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

作成日 令和 年 月 日

ご本人 *ご本人(委任する方)がご記入ください。

基礎年金番号	-		
フリガナ			
氏名		生年月日	大正 昭和 年 月 日
	(旧姓)		
住所	〒 -	電話() -	
		建物名	

委任する内容

- 委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合には委任する内容を具体的に記入してください。
 - 年金および年金生活者支援給付金の請求について
 - 年金および年金生活者支援給付金の見込額について
 - 年金の加入期間について
 - 各種再交付手続きについて
 - その他(具体的に記入してください。)
- 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について

A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する C. 交付を希望しない

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようお願いします。
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

機構独自項目

入力処理コード	年金コード	作成原因	⑦ 進達番号
4 3 0 0 0 1	1 1 5 0	⑥ 01	

●ご本人(年金を受ける方)が記入する箇所は (黄色)の部分です。

1. ご本人(年金を受ける方)について、ご記入ください。

(1)基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険 国民年金 船員保険 の 手帳記号番号									
	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)以下の項目に該当しますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

1	国民年金、厚生年金保険、または共済組合等の障害給付の受給権者で国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。	はい・いいえ
2	昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までに沖縄に住んでいたことがありますか。	はい・いいえ

2. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険 国民年金 船員保険 の 手帳記号番号									
	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. その他の年金加入情報等についてご記入ください。

(1)個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者と なったことがありますか。

はい・いいえ

①「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称をご記入ください。

②その保険料を納めた期間をご記入ください。

昭和 平成	年 月 日 から	昭和 平成	年 月 日
----------	----------	----------	-------

③第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号をご記入ください。

記号		番号	
----	--	----	--

(2)現在、次の年金または恩給のいずれかを受けることができる方は、その番号を○で囲んでください。

1 地方公務員の恩給	2 恩給法(改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む)による普通恩給
3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金	4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付

